

# 転入届 手続きチェックシート (市役所での手続き)

十和田市へようこそ!

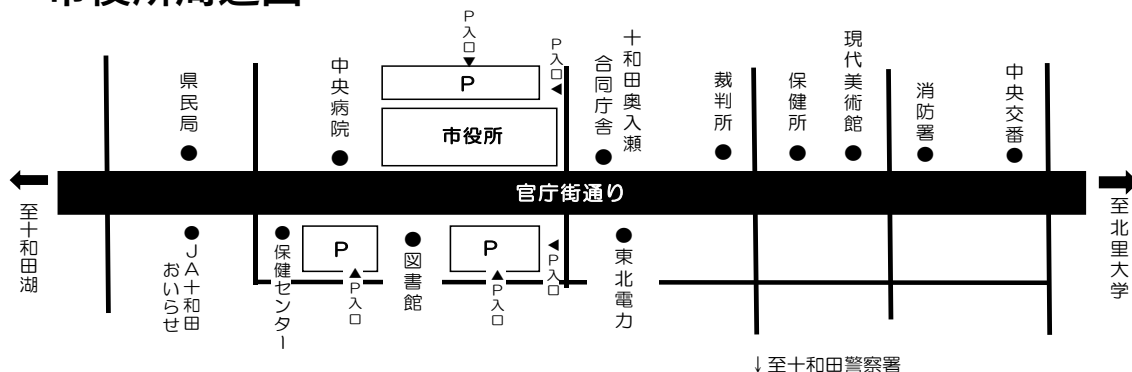


以下の当てはまる項目について、各窓口で手続きをお願いします。  
それぞれのご事情により、このシートで示したものの以外の手続き及び必要書類がある場合もございますので、各窓口でご確認ください。

チェック	当てはまるかたはいますか?	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
印鑑登録・マイナンバー他	印鑑証明書が必要なかた	新規印鑑登録	・印鑑 ・登録者の本人確認書類（顔写真入り）		市民課 住民記録係 51-6755	4番
	マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちのかた	カード継続利用	・マイナンバーカード または 住民基本台帳カード ・暗証番号の入力（数字4桁）	届出日から 90日以内		2番
	前住所地でマイナンバー カードを申請し、交付を 受けていないかた	再申請(必要なかた)	※転出により前住所地での申請は取り消し となります。 ※詳しくはお問合せください。			
	マイナンバーカードに署名用 電子証明書を搭載したかた	電子証明発行申請(必要なかた) ※住所変更により自動的に失効 します。	・マイナンバーカード ・暗証番号の入力（英数字6～16桁）			
	市営住宅に住むかた ※事前に都市整備建築課での 確認が必要です	市営住宅同居申請等	・住民異動届の写し等 ※詳しくはお問合せください。		都市整備建築課 建築住宅係 51-6738	別館 2階
健康保険	前住所地で国民健康保険に 加入していたかた または無保険のかた	国民健康保険の加入手続き	・届出者の本人確認書類 ・世帯主及び転入者全員分のマイナン バーがわかるもの ・健康保険資格喪失証明書（無保険の かた）※世帯員以外のかたが保険証を 受領する場合は委任状（委任状がない 場合は郵送となります。）	転入日から 14日以内	国保年金課 国保税係 51-6751	10番
	母子健康手帳をお持ちのかた	妊婦十割給付証明書の申請	・母子健康手帳		国保年金課 国保給付係 51-6750	
	前住所地で後期高齢者医療 制度に加入していたかた	資格取得（県外転入）または 資格変更（県内転入）の手続き	・転入者のマイナンバーがわかるもの ・負担区分証明書等(県外転入)		国保年金課 長寿医療係 51-6752	11番
	県外から住所地特例 施設に転入したかた	資格の確認	引き続き前住所地の後期高齢者医療制 度の加入となります。			
子ども	妊娠中のかた	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳		こども家庭センター 51-6797	保健セ ンター (裏面 周辺 図参 照)
	就学前のお子さんがあるかた	乳幼児健診受診状況の確認等				
	13歳未満のお子さんがあるかた	予防接種予診票の交付				
	中1～高1相当の女子のお子さん があるかた				こども家庭センター 51-6792	
	児童手当を受給しているかた	認定請求 等	・受給者の保険証 ・受給者の通帳 ・親と子のマイナンバーがわかるもの	転入予定日 の翌日から 15日以内	こども支援課 こども保育係 51-6717	
	保育施設入園を希望するかた	保育利用申込等	・就労証明書等 ・家族全員のマイナンバーがわかるもの			
	18歳までのお子さんがあるかた	子ども医療費受給資格証交付申 請	・子の保険証 ・親のマイナンバーがわかるもの ・申請者の通帳 ・認印			
	ひとり親家庭等に該当するかた	ひとり親家庭等医療費助成受給 資格証交付申請	・親と子の保険証 ・親の通帳 ・親のマイナンバーがわかるもの ・戸籍謄本			
		児童扶養手当住所変更届	・児童扶養手当証書 ・親の通帳 ・親のマイナンバーがわかるもの		こども支援課 こども給付係 51-6716	
		児童扶養手当認定申請	※詳しくはお問合せください。			
	養育医療給付を申請されるかた	給付申請 等	・子を扶養に入れるかたの保険証 ・養育医療意見書 ・親のマイナンバーがわかるもの			
特別児童扶養手当を 受給しているかた	受給者・児童住所変更届	※詳しくはお問合せください。				
小学校・中学校のお子さんが いるかた	転校手続き	※詳しくはお問合せください。		教育総務課 学務係 58-0182	別館 3階	

チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号	
高齢	前住所で要介護認定を受けていたかた	要介護認定申請	・認印 ・受給資格証明証	転入日から14日以内	高齢介護課 認定給付係 51-6722	9番	
年金	年金を受給しているかた	住所変更届	・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの		国保年金課 国民年金係 51-6753	11番	
	海外から転入したかた	国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの ・パスポート				
	厚生年金加入者で会社を退職されたかた	国民年金資格取得届	・届出者の本人確認書類 ・資格喪失証明書または離職票 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの	届出日から14日以内			
		国民年金保険料免除申請	・届出者の本人確認書類 ・離職証明書 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの				
	農業者年金に加入または受給しているかた	農業者年金住所変更届出	・※家族の状況によって手続き不要の場合があります。		農業委員会 51-6740	別館 4階	
障がい	障害者手帳をお持ちのかた (身体、療育、精神)	手帳記載事項変更届	・障害者手帳		生活福祉課 福祉係 51-6718	2階 7番	
	自立支援医療を受けているかた	住所変更届	・健康保険証 ・前住所地を確認できるもの ・前住所地での受給者証 ・特定疾病療養受療証(透析のかたのみ)				
その他	原付バイク・小型特殊自動車をお持ちのかた	登録申告	・届出者の本人確認書類 ・前住所地での廃車(転出)申告書(または、前住所地での標識交付証明書とナンバープレート)	転入日から15日以内	税務課 諸税係 51-6765	5番	
	犬を飼っているかた	登録事項変更届	・前住所地での犬の鑑札		まちづくり支援課 環境衛生係 51-6726	12番	
	ごみの収集について	「家庭ごみの出し方カレンダー」を配布しています。					
	町内会について	町内会長の連絡先をお知らせします。			まちづくり支援課 市民活動支援係 51-6725		
	給水装置をお持ちのかた 譲渡等により所有するかた	名義等変更届			管理課 25-4511	別館 1階	
	各種予防接種を希望するかた	予防接種予診票等の交付	※詳しくはお問合せください。			健康増進課 51-6790	(保健センター 周辺 図参照)
	健康診査の受診を希望するかた	健康診査申込み (TELまたはウェブ予約)	※詳しくはお問合せください。 【市ホームページQRコード】→				

## 市役所周辺図



**十和田市役所** 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-23-5111 (代表) HP：<https://www.city.towada.lg.jp>

開庁時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

※各種証明書は上記以外でも交付しております。

- ・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで (戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等)
- ・コンビニエンスストア等 (マイナンバーカードをお持ちのかた)

6:30～23:00 機器メンテナンス日を除く

